

論 説

偶発損失会計原則成立の制度条件

村 瀬 儀 祐

はじめに

1. アメリカにおける偶発損失会計原則の特徴
2. アメリカにおける偶発損失会計原則成立の制度条件
3. 日本における引当金会計の特徴

おわりに

はじめに

1981年(昭和56年)の商法改正とつづく1982年(昭和57年)の「企業会計原則の一部修正」によって、わが国の引当金会計は大きく変わろうとしている。その変化の特徴は、商法改正によっていわゆる利益留保性の引当金が引当金概念から排除せられ、そしてその一方で、「企業会計原則の一部修正」によって、(1)引当金設定対象に将来の特定の「費用」のみでなく「損失」も含まれるようになり、(2)引当金設定要件の一つとされた「発生の確実性」が「発生の可能性が高く」という文言に変更され、(3)費用の発生原因が「当期」に存在する場合のみに限定されていたのが費用・損失の原因が「当期以前」にある場合という文言に変更され、(4)以前禁止されていた偶発損失の計上については、発生の可能性の高いものは引当金として計上できるように変更された。このように、商法改正と企業会計原則の一部修正によって、従来問題にされていた特定引当金は会計上、設定の根拠を失ったが、偶発損失引当金の容認にみられるように引当金設定対象と設定要件との拡大化と弾力化がなされた。すなわち、商法改正による利益留保性引当金概念の排除という法律上の引当金概念の限定化がな

されるもとの、商法が引当金設定にあたって斟酌すべしとする「公正な会計慣行」（商法第32条2項）たる企業会計原則の部面で、実質的な引当金概念の拡大化と弾力化が実行されたのである。

このような商法改正と企業会計原則の修正に大きな影響を及ぼしたのは、1978年2月国際会計基準委員会（**International Accounting Standards Committee: IASC**）によって承認され1980年1月1日より発効された国際会計基準第10号「偶発事象および後発事象」であった。すなわち、「国際会計基準第10号の出現は、わが国の企業経理に大きなインパクトを与え、これに対応すべく、商法の改正、企業会計原則等の修正が行われた」⁽¹⁾のである。今回の商法改正にあたっては、国際会計基準第10号を前提に、「偶発損失引当金の計上に関して、企業会計原則を見直すことが前提とされ、法制審議会（商法部会）と企業会計審議会との間の了解事項とされていた⁽²⁾」ともいわれている。したがって、先にみた企業会計原則修正において、引当金設定対象に「損失」をつけ加えたのも、また国際会計基準10号で使用されているのと同じ英語の **probable** の意味をもった「発生の可能性が高い」という文言へ変更したのも、また費用・損失の発生原因を「当期」のみに限定せず「当期以前」にさかのぼることを認めたのも、すべて国際会計基準第10号の勧告する偶発損失引当金設定を、日本の企業会計のなかにも認めるための作業であったとみることができる。

また、日本の商法改正と企業会計原則の修正に大きな影響を与えた国際会計基準第10号は、それ自体の独創性をもって表明されたものではなく、アメリカにおける財務会計基準審議会（**Financial Accounting Standards Board: FASB**）によって1975年に公表された財務会計基準書（以下 **FASB ステイトメント** という）第5号「偶発事象の会計」（**Statement of Financial Accounting Standards No. 5, Accounting for Contingency**）の影響を強くうけたものであり、両者の基本的概念は内容的に全く同一であるとみてよい。このように、もともとアメリカで成立した偶発損失会計原則が国際会計基準委員会の会計基準を媒介にして、日本の商法改正と企業会計原則等の修正を促進したプロセスには、日本の企業会計原則の性質を知るうえで重要な問題点と検討課題が含まれている

ように思われる。それらの問題点と検討課題は、以下にあげる4点にまとめることができよう。

まず第1に問題にしなければならないことは、アメリカにおける偶発事象の会計原則の論理が国際会計基準委員会を媒介にして日本の商法改正と企業会計原則の修正に影響を与えたとしても、アメリカにおける偶発事象の会計原則がなりたつ会計制度の社会的なパースペクティブは、日本の引当金会計原則がなりたつそれと異なるはずであり、その相異とは、一体どのようなものか、ということである。第2に問題にしなければならないことは、もし偶発損失についての会計原則がアメリカと日本とでそれぞれ異なった会計制度の社会的パースペクティブのもとで成立したとすれば、日本の引当金会計原則は、アメリカのそれとどのような相異をみせた編成と運用、発展の方向性があるかということである。そして第3に、偶発損失についての会計原則がアメリカと日本とでそれぞれ異なった会計制度の社会的パースペクティブのもとでも成立しうるとしても、両者の間に共通する偶発損失会計の制度的機能は存在するのではないか。もし存在するとすれば、それはどのようなものかということである。最後に、以上の3つの問題点の検討をつうじて、会計原則の性質と役割をいかにとらえるか、ということが問題にされなければならない。

本稿は、これらの問題を解明するための一つの試論である。

注)

- (1) 細田末吉『引当金の経理実務』日経文庫，日新経済新聞社，1983年，88頁。
- (2) 前掲書，38頁。同様の指摘は，遠藤孝「新引当金会計制度の成立」雑誌『会計』，第120巻，第5号，11月号，森山書店，1981年，779頁。

1 アメリカにおける偶発損失会計原則の特徴

アメリカにおける会計原則は、公認会計士による財務諸表監査のための判断基準となるべきものとして設定されている。公認会計士は、財務諸表が「一般に認められた会計原則」に準拠して適正に作成され表示されているか職業的専

門的 (professional) な意見を表明する。会計原則とは、この「一般に認められた会計原則」を公式化 (formulate) したものである、とされている。このようにアメリカ会計原則は、公認会計士のプロフェッショナルな判断を行使するための基準とされているから、その内容と形式はそれに適した表現がとられている。偶発損失会計原則についてもこの例外ではない。

アメリカにおける最も新しい偶発損失会計原則 (基準) は、1975年の財務会計基準委員会 (FASB) によるステイトメント第5号「偶発事象の会計」である。いま、この FASB ステイトメント第5号の内容を概略してみると、以下のごとくになる⁽¹⁾。

まず FASB ステイトメント第5号は、「偶発事象 (contingency)」を次のように定義する (パラグラフ1)。

「偶発事象とは、一つ以上の将来事象が発生するかまたは発生しないことによって、究極的に判明する企業にとっての予想される利得 (以下『偶発利益』という) あるいは損失 (以下『偶発損失』という) にして、その発生に不確実性がともなう条件、状況、環境が存在することをいう。不確実性の解消は、資産の取得、負債の減少、資産の喪失、負債の発生によって確認される。」⁽²⁾

この定義にあって偶発事象とは、発生に不確実性がともなう事象とされ、これは、単に推定がともなう事象と区別される。例えば、減価償却は、原価配分にあたって耐用年数と残存価格の決定に推定が介入するが、資産の効用が費消するのは確実であり、この意味で偶発事象ではない、としている。FASB ステイトメント第5号は、自ら定義する偶発事象のうち、偶発利益は未実現利益であるからその計上を禁止し⁽³⁾、結局、偶発損失のみに考察を限定する。FASB ステイトメント第5号が偶発損失事象の例としてあげるものは、以下の諸項目である⁽⁴⁾。

- (a) 受取勘定の回収可能性
- (b) 製品保証および製品欠陥に関する義務
- (c) 火災、爆発、その他の災害による企業財産の損傷についての危険性
- (d) 財産収用のおそれ

- (e) 係争中の訴訟や訴訟を起されるおそれ
- (f) 現実のあるいは可能性のある支払請求および追徴金
- (g) 再保険会社を含む損害保険会社が引きうけた災害損失についての危険性
- (h) 他人の債務の保証
- (i) 「スタンド・バイ信用状」に対する商業銀行の債務
- (j) 買戻し条件付債務（あるいは財産）

FASB ステイトメント第5号は、以上に例示されたものを含む偶発損失について、財務諸表に計上（accrual）する場合の条件として次の2つをあげている（パラグラフ8）。

「偶発損失事象（パラグラフ1に定義された）から生じる見積損失は、以下の二つの条件に合致する場合、利益に賦課することによって計上しなければならない。

- (a) 財務諸表の発行日以前に利用できる情報から、財務諸表日現在で資産が喪失しているか、負債が発生している可能性が高い（probable）ことが明らかとなっていること。損失の事実を確認する一つ以上の事象が将来発生する可能性が高く（probable）なければならない、ということはこの条件に含まれている。
- (b) 損失の金額を合理的に見積る（reasonably estimate）ことができること。』⁽⁵⁾

偶発損失事象においては、将来、資産の喪失がおきるか負債が発生するか、それを確認（confirm）する可能性（likelihood）は、一様ではない。FASB ステイトメント第5号は、その確認の程度について、「可能性が高い（probable）」「可能性が合理的である（reasonably possible）」、「可能性がほとんどない（remote）」の3つの段階に分けている。

- 「(a) 発生の可能性が高い（probable）……将来事象が発生する見込（likely）がある。
- (b) 可能性が合理的である（reasonably possible）……将来事象の発生のチャンスは
なくはないが特に高いというわけではない（more than remote but less than likely）。
- (c) 可能性がほとんどない（remote）……将来事象の発生は、わずかである。』⁽⁶⁾

FASB ステイトメント第5号は、以上の偶発損失発生の可能性の3つの段階のうち、第1の「発生の可能性が高い」ものが財務諸表への計上の対象になるとし、第2の「可能性が合理的である」段階のものは、財務諸表において公

開 (disclosure) することを要求している⁽⁷⁾。

また財務諸表日以後で財務諸表発行以前の期間中、資産が喪失したり負債が発生した場合、または少なくともそのようなことが合理的可能性 (reasonable possibility) をもっていると明らかになった場合、同ステイメントはこの種の損失もしくは偶発損失の財務諸表上での公開を要請している⁽⁸⁾。

以上のように FASB ステイメント第5号は、偶発損失の計上と財務諸表上での公開とについて、probable と reasonably possible と remote の3段階の概念枠を設定し、利益に賦課して会計計上される偶発損失については probable なものに限定し、また財務諸表の脚注などに掲載される偶発損失を reasonably possible なものにおいている。注意すべきは、これらの概念枠は、それ以上に定義されることなく、また probable と reasonably possible と remote とを区別する具体的で統一的な手続規定をなんら設けていないことである。これらの概念枠は、それ自体、probable と reasonably possible と remote との間の区別する何らかの手続を自動的に指定する性質のものではなく、公認会計士の職業的専門的な判断行使のなかで具体化されるべきオペレーショナルな基準として設定されている。

以上の点と同じことは、偶発損失の計上のもう一つの条件である「損失の金額の合理的見積可能性」についてもいえる。FASB は、1976年9月にこの条件に関する解釈 (FASB Interpretation No. 14, Reasonable Estimation of the Amount of a Loss) を公表し、そこでは次のように述べている。

「『損失額が合理的に見積ることができる』というパラグラフ8における条件(b)は、損失の計上を単一の金額によって合理的に見積ることができるようになるまで引きのばすものではない。そうではなく、パラグラフ8の条件(a)に合致している時、すなわち『資産が喪失しているか、負債が発生している可能性が高い』時、そして、損失の見積額が一定の幅をもった金額であることを利用できる情報が示している時、いくつかの複数の損失額が生じ、これらを合理的に見積ることができるという事態になる。』⁽⁹⁾

このように一定の幅をもって偶発損失の見積額が成立する場合、その幅の範囲内にある特定の金額が他の金額よりも正確な見積であることが判明すればそ

の金額が計上されるべきであり、また、その幅の範囲内にいかなる金額も他の金額とくらべて正確な見積りであるといえるものがない場合には、その幅の範囲内にある最低の金額が計上されるべきであり、その計上額をこえる部分で合理的可能性をもった偶発損失については財務諸表上に公開されるべきである、としている⁽¹⁰⁾。かくして **FASB** ステイトメント第 5 号は、「損失の金額の合理的見積り可能性」の条件についても、それ自体、合理的見積り可能性についての具体的で統一的な手続規定を設けるものではなく、一定の幅をもたせた偶発損失額の算定とそのなかから会計計上される特定の金額の選択について、それらの適正性を、最終的に公認会計士の職業的専門的判断行使に依存せしめている。すなわち「損失の金額の合理的見積り可能性」の条件は、公認会計士による職業的専門的な判断のなかで個別のケースに関連して具体化されるべきオペレーショナルな基準として設定されているのである。

FASB ステイトメント第 5 号にあっては、もともと偶発損失についての統一的な算定手続基準は存在しないという立場より出発している。偶発損失の会計は、個別の企業についてのそれぞれの具体的で特殊な環境と状況のなかで、公認会計士のプロフェッショナルな能力と判断のもとに運用されるべき性質のものであるとしている。

「すべての存在しうる偶発事象もしくは環境を包摂するような例はありえない、ということは認識されるべきである。したがって偶発損失の計上と公開は、特定のそれぞれのケースごとにおける事実の評価にもとづくべきである。」⁽¹¹⁾

FASB ステイトメント第 5 号にあっては、偶発損失の計上は、個別の企業のそれぞれ特殊なケースごとに、その適正性が判断されなければならないものとなる。したがって、ここでは経営者による偶発損失の性質とその算定ベースに関する会計方針の開示が重要な意味をもっている。この点について **FASB** ステイトメント第 5 号は次のように述べている。

「パラグラフ 8 にしたがって計上された偶発損失の性質 (*nature of accrual*) と、ある状況における発生した偶発損失額とについての公開は、財務諸表が誤解されないために必要なものである。」⁽¹²⁾

このような経営者による偶発損失の性質とその算定ベースに関する会計方針の開示は、計上された偶発損失についての適正性を公認会計士が個別の企業の状況ごとに判断するための基礎とされる。公認会計士の責任は、経営者による偶発損失についての会計方針の開示にもとづいて、それが偶発損失の計上の条件に適合しているかどうか、会計上の証拠収集とそれにもとづいてなされた判断に関係することになる。すなわち、このような経営者による会計方針の開示によって、偶発損失に対する適正性の判断についての公認会計士の責任が解除される基礎的条件が作り出されるのである。

以上にみたように、**FASB** ステイトメント第5号は、それ自体の概念枠によって偶発損失の計上と公開についての客観性と信頼性を保証する手続規定を提供するものではない。それは、偶発損失の計上と公開についての客観性と信頼性を、プロフェッショナルとしての公認会計士の能力にもとづいた間主観的（intersubjective）な合意を前提にはじめて会計基準としての制度的有効性をもちうるものである。公認会計士のプロフェッショナルな能力と判断を前提せずして、もしくは公認会計士の能力と判断をプロフェッショナルなものと意味づける諸制度（後述）に裏うちされることなくして、会計基準としての制度的意義をもちえないこと、これが **FASB** ステイトメント第5号のきわだった特徴である。

注)

- (1) 現代アメリカにおける偶発事象の会計をはじめとする負債会計については、宮上一男編『会計学講座(9)現代の会計 I 一般に認められた会計原則』(世界書院, 昭和58年)に、とりわけ第2章「負債会計」(加藤盛弘教授稿)に包括的な検討がされている。
- (2) **FASB**, *Statement of Financial Accounting Standards No. 5, Accounting for Contingency*, 1975, para, 1.
- (3) *Ibid.*, Para. 17.
- (4) *Ibid.*, para. 4.
- (5) *Ibid.*, para, 8.
- (6) *Ibid.*, Para. 3.
- (7) *Ibid.*, Para. 9.
- (8) *Ibid.*, Para. 11.

- (9) FASB Interpretation No. 14, Reasonable Estimation of the Amount of a Loss, an interpretation of FASB Statement No. 5, September 1976, para. 2.
- (10) Ibid., para. 3.
- (11) FASB Statement No. 5, para. 21.
- (12) Ibid., Para. 9.

2 アメリカにおける偶発損失会計原則成立の制度条件

FASB による偶発損失会計原則が、偶発損失の計上について 2つの判断基準（(1)「財務諸表日現在において資産の喪失と負債の発生が **probable** であること」、(2)「損失の金額が **reasonably estimate** することができること」）を設定し、その判断の行使については、個々のケースごとの公認会計士のプロフェッショナルな能力にまかせているとすれば、損発損失会計原則の成立にとって公認会計士のプロフェッショナル性は、キー・ストーン（かなめ石）としての位置をもっている、といえる。企業の計上する偶発損失額は、その発生が **probable** であり、その金額が **reasonably estimate** であると最終的に認証されるためには、公認会計士の監査による検証をうけなければならない。この公認会計士による検証は、単に個人の実務家（**practioner**）としてではなく、一つの社会的な職業層としての、すなわちプロフェッショナルとしての権威に裏うちされなければ、会計上計上された偶発損失が社会的な意味をもって認証されることはない。したがって、偶発損失会計原則の存在については、公認会計士のプロフェッショナルな制度が必要となる。

そのような公認会計士のプロフェッショナルな制度とは、アメリカ公認会計士協会（**American Institute of Certified Public Accountants: AICPA**）が公表する (1)監査基準書（**Codification of Statements on Auditing Standards**）や、(2)各産業分野についての監査ガイド、(3)職業倫理綱領（**Code of Professional Ethics**）であり、また (4)独立監査人事務所による研修計画などプロフェッションとして監査業務向上のための資質管理対策（**Quality Control Considerations**）や、(5)会計のプロフェッショナル教育に用いられる教材やそ

他の会計プロフェッションの文献など、これらを全体として包摂する制度のことである。アメリカにおいては、そのような公認会計士のプロフェッショナルな制度が社会的に大きな権威をもって成立している。このプロフェッショナルの制度とその権威を前提にして、FASB ステイトメント 第5号のような偶発損失計上についてのオペレーショナルな判断基準が成立しているのである。

会計プロフェッショナルの制度にあつては、偶発損失計上の判断基準は、いかなる運用のされ方が予定されているであろうか。

偶発損失計上についての適正性は、経営者の開示する会計方針にそくして、それが **probable** で **reasonably estimate** なものであるかどうか、この2条件を満たす具体的な監査証拠の収集をもって判断される。AICPA による監査基準書は、証拠獲得の一般的規定について次のように述べている。

「監査対象の財務諸表に対する意見に合理的根拠を与える (**afford a reasonable basis for an opinion**) ために、適格にして十分な監査証拠 (**sufficient competent evidential matter**) が、実査 (**inspection**)、立会 (**observation**)、質問 (**inquiries**) および確認 (**confirmations**) によって入手されなければならない。」⁽¹⁾

監査は、「財務諸表に対する意見に合理的根拠を与える」目的のために、「適格にして十分な監査証拠を入手する」一連のプロセスである。偶発損失会計は、この監査の一連のプロセスのもとに公認会計士によるプロフェッショナルな「正当な注意 (**due care**)」⁽²⁾ をもってその適正性が判断されることが予定されている。

まず監査をするにあたって、監査人は特定の環境にあつて必要と感じる全般的な確証 (**overall level of assurance**) の程度とその確証に到達するために必要な証拠を確定しなければならない。その確証の程度は、被監査会社の財務諸表にどれほどの外部利用者が依存しているか、また被監査会社が監査後、倒産の届出をする可能性があるかどうかなど、監査をとりまく状況によって変化するという。監査によって目標とされるある一定の程度の確証は、次の4つの監査上の意思決定をつうじて得られる⁽³⁾。

- (1) 採用される監査手続
- (2) それぞれの監査手続に対して選択されるサンプルの規模
- (3) それぞれの母集団から選択されるべき特定の項目
- (4) 監査手続を遂行する場合の適切な時間

この監査上の意思決定によって得られる証拠のタイプは、(1)現金の残高証明や棚卸資産の実地棚卸のごとき「物理的な検査 (physical examination)」、(2)情報の正確性についての第三者による「確認書 (confirmation)」、(3)伝票などの経営業務に関する「記録文書 (documentation)」、(4)見る聞く触れるなどの五感を駆使した「立会 (observation)」、(5)被監査会社の文書もしくは口頭による回答を求めた監査人の「質問 (inquiries)」、(6)計算のサンプルの再チェックを含む「機械的な正確性 (mechanical accuracy)」、(7)会計資料の「比較と相互関係 (comparison and relationship)」などをあげることができる⁽⁴⁾。

偶発損失事象の監査についても、その適正性を確認するために必要な証拠を獲得することが予定されている。アレンとルーベック (Arens, Alvin A. & Loebbecke, James K. は、現代アメリカにあって評判の高いテキストにおいて偶発事象に関する監査手続として次のものをあげている。

- 「(1) 記録にのっていない偶発事象があるかどうかについて経営者と面談する。この面談において、監査人は公開が必要とされる様々な偶発事象を明らかにするように注意すべきである。経営者との面談は、存在する偶発事象を意図的に誤表示しているのを暴露するに有効とはいえないが、しかし、もし経営者が特定のタイプの偶発事象を見落していたり、会計の公開要請をあまり理解していない場合、その面談は成果の多いものとなる。監査の終了時に、監査人は、経営者に対して未公開の偶発損失がないことを示す書翰もしくは声明という形での記述文書を求める。
- (2) 当該年度と前年度の税務当局の納税申告書を検討する。その申請書によって、将来の申告年度について税務当局との争点が生じる可能性のある領域が示されるであろう。
- (3) 訴訟事件やその他の係争事件を知るために取締役会や株主総会の議事録を検討する。
- (4) 監査期間中の法律関係の費用を検討し、そして、とりわけ訴訟事件や係争中の税務問題など偶発債務の兆候を知るために、法律顧問からの関係文書を検討する。
- (5) 係争中の訴訟事件その他の偶発債務に関して、監査をうけている会社に対して法

的サービスを提供している主要な弁護士すべてから確認書を求める。

- (6) 潜在的な偶発事象をさし示す何らかの情報を監査調書より抜き出して検討する。
例えば、銀行残高確認書は、割引手形や融資保証などを明らかにする。
- (7) 貸借対照表日に有効となっている信用状を獲得し、使用未使用の残高についての確認書を獲得する。』⁽⁵⁾

公認会計士は、このような監査手続きによって偶発損失の計上と公開について、当初予定された確証の程度を得ることが予定される。このような偶発事象の監査手続を実行するにあたって、公認会計士は他の分野のプロフェッションの意見を参照しようとする。それらのプロフェッションとして内部監査人 (internal auditor)⁽⁶⁾ や弁護士などをあげることができる。例えば、受取勘定の回収可能性の評価については、受取勘定の管理に対して専門的な監査を遂行した内部監査人のプロフェッショナル性に公認会計士は依存することになるし、また、訴訟や賠償請求、当局からの更正・査定など法律問題については、法律上熟練を有した弁護士のプロフェッショナルな法的判断に依存することになる⁽⁷⁾。このように偶発事象の監査にみられるように、アメリカの監査制度にあっては、公認会計士のプロフェッショナルな機能が、他の領域のプロフェッショナルな機能に補完されて、その制度的有効性を発揮するものとなっている。すなわち、財務諸表の監査が、プロフェッショナルとしての公認会計士とプロフェッショナルとしての経営者との関係のみならず、内部監査人や弁護士、さらに年金会計の監査の場合のように保険統計専門家 (actuary) などのプロフェッションとの機能的関係をもって遂行される制度形態になっていること、このことはアメリカ監査制度のもつ特徴でもある。

さて以上偶発損失会計についてみられるアメリカ監査の制度的プロセスにおいて、財務諸表の適正性の判断を監査人がくだすにあたって、その適正性を確証する程度については、最終的には個々の監査人の主観的な確信にたよらざるをえない。この場合、「財務諸表の正確性について完全なる確証 (complete assurance) は不可能であるが、しかし、合理的に高いレベルの確証を得ることはできる」⁽⁸⁾ とされている。しかし、この「合理的なレベルの確証」といえ

ども、監査人の主観によらざるを得ず、その主観的な確証が信頼されるものかどうかは、結局のところ監査人の判断がプロフェッショナルなものであるかどうか、ということにかかっている。この点について、アレンとルーベックは、次のように述べている。

「監査において到達した全般的なレベルの確証を評価することは不可能である。いくつかの個々の監査手続について、統計的サンプリングの技術を用いることによってある程度の確証を得ることは、実務上、可能であるが、しかし、監査テストのほとんどについて客観的な測定方法は存在しない。さらに、今日、監査人は、個々の監査手続から得られた確証の程度を全般的な確証のレベルへ結合するいかなる客観的な手段ももちあわせていない。そこには、あまりにも多くの監査手続があり、その手続を実行するにあたって監査においてあまりにも多くの考慮事項がある。合理的レベルの確証の考えは、高度に主観的なものであり、それは監査人のプロフェッショナルな判断によって決定される。」⁽⁹⁾

このように財務諸表の適正性に対する「合理的レベルの確証」が、個々の監査における確証の局面とさらにそれを全般的なレベルの確証へと統合化する局面において発揮される監査人のプロフェッショナルな判断に依存するとすれば、その監査人の判断を単に個々人の主観性にもとづいたものではなく、プロフェッショナルとしての間主観性にうらずけられたものであるとする諸制度が重要な意義をもってくる。AICPAによる監査基準書、各産業分野ごとに出された監査ガイド、職業倫理綱領、独立監査人事務所による資質管理対策、プロフェッショナル教育とその教材など、これらの一連の会計プロフェッションの制度は、個々の監査における監査人の判断をプロフェッショナルなものと意味づけるのに必要な制度装置である。

アメリカにおける会計制度は、その成立の当初から、企業に幅広い会計方法の選択の自由を認めてきた。アメリカ会計原則(基準)は、企業による「会計選択(accounting choice)」⁽¹⁰⁾の自由を前提にした制度である。会計原則は、幅広い一般に認められた慣行をフォーミュレートし、そのなかで企業が自らの状況に適した会計方法を自由に選択するようにさせている。「一般に認められた会計原則」のもとで、企業による会計選択の局面は、非常に多くかつ広範囲

にわたっている。ある取引を資産、負債、資本、費用、収益のいずれの勘定に帰属せしめるか、またそれぞれの勘定の記録にあたっていかなる測定方法を選ぶか、原価の配分がなされるとすれば減価償却会計や棚卸資産会計のようにいくつかの認められた配分方式からどの方式を選ぶか、このように会計選択は、おどろくほど多くの局面において行われることが認められている。FASB による概念ステイトメント第2号 (Statement of Financial Accounting Concept No. 2, Qualitative Characteristic of Accounting Information, May 1980) は、この会計選択の自由が財務会計基準設定の前提になっていることを次のように述べている。

「会計基準設定にあたって、FASB は、また、個々の選択と好みに対して、できうるかぎり多くの余地を残すように努力している。」⁽¹¹⁾

そして FASB は、会計選択をなすにあたって統一的な基準を提供する包括的な評価システムなど存在しえない、として、最終的にそれが人間の判断に求められるべきであるとしている。

「会計選択の意思決定のために統一的な基準を提供しうる包括的な評価システム (comprehensive scoring system) が存在することがどこかで見出されるのをのぞんでいる人たちがいるようである。不幸にして、FASB とその他の組織も今日のところそのようなシステムをもっていないし、また、近い将来において、それが実現できる可能性もほとんどない。結果として、代替的な方法の間で選択しなければならない人達は、相対抗する諸方法のうち相対的なメリットを評価するのに人間の判断にもどるよう強いられるのである。」⁽¹²⁾

このようにアメリカ会計原則 (基準) は、広範な会計選択の自由を前提にしたものである。ここでは、公認会計士は、「一般に認められた会計原則」のもとでいかに個々の企業の特異性に適合した会計選択がなされ、適正に財務諸表が表示されているかどうか、個別のケースごとに判断をくだすことが要請される。この制度体制にあっては、個別企業の会計選択がより好ましいものであるとの認証は、公認会計士による判断のプロフェッショナル性を前提にすることにより実現される。会計選択の自由を基礎に設定される会計原則は、公認会計

士のプロフェッショナル性とその制度による補完を受けずして存立しえない。

近年、フォーミュレートされる会計原則の特徴は、ますます公認会計士のプロフェッショナル性を前提しなくては成立しえないものが増大している点にある。もともとアメリカの会計原則は、会計選択の自由を前提にして設定されてきたものであり、そこにはおのずと公認会計士のプロフェッショナル性が制度上、措定されていたことができる。しかし、伝統的な会計原則は、費用・収益の期間配分の論理を背景にして設定されたものであり、それらの会計原則の特徴は、減価償却会計や棚卸資産会計のように原価配分のフォーミュラを設定し、採用したフォーミュラの継続的適用を要求するといったスタイルのものが多かった。そこでは、財務諸表の適正性が、採用された原価配分方式の継続的適用をもって是とされる傾向があり、今日ほどに強い意味の会計士のプロフェッショナル性は、制度上、措定される必要性はなかった、といえよう。しかし、今日、原価配分のフォーミュラの設定とその継続的適用を求めるスタイルの会計原則は、影をうすめ、かわって新しくフォーミュレートされる会計原則は、偶発損失会計、年金会計、外貨換算会計、物価変動会計など、公認会計士のプロフェッショナル性とその権威による強い支持を受なければ、なりたない種類のものが多数を占めるようになってきている。このようにますます人的な判断に依存を深めていく会計原則のフォーミュレートがすすむなかで、会計プロフェッションの制度は、ますますその意義を強いものにしていく。

以上にみたごとく、偶発損失会計原則は、会計選択の自由と公認会計士のプロフェッショナル性を核として構成されたアメリカ会計制度の脈絡のなかで成立したものである。偶発損失会計原則がよってたっているこのような制度的条件は、見落してはならない。

しかしこのことは、アメリカの公認会計士が、事実において高潔な独立性と倫理を維持して社会に奉仕しているというのではない。アメリカの公認会計士の現実をみるならば、幾人かの論者によって指摘されているように、企業との関係において独立性を維持していないとみることができる⁽¹³⁾。ここで問題にしていることは、アメリカの公認会計士が真にプロフェッションとして高潔な独

立性と倫理を維持しているかどうか、という問題ではない。アメリカの会計制度が公認会計士のプロフェッショナル性を制度上、措定していること、ならばに、公認会計士のプロフェッションの制度に補完されて成立していること、この制度上のあり方を問題にしているのである。

注)

- (1) AICPA, *Codification of Statements on Auditing Standards, Number 1 To 21*, 1978, Section 150, 02.
- (2) *Ibid.*, Section 230, 02.
- (3) Arens, Alvin A. & Loebbecke, James K., *Auditing, An Integrated Approach*, Prentice-Hall, Inc., Engle-wood Cliffs, 1976, P.13, P.94.
- (4) *Ibid.*, PP.14~18.
- (5) *Ibid.*, P.606.
- (6) アメリカにおける内部監査人は、自ら内部監査人協会 (the Institute of Internal Auditions) を結成し、また、1978年に「内部監査のプロフェッショナル実務基準 (Standards for the Professional Practice of Internal Auditing)」を設定するなど、自らプロフェッショナルな職業層としての社会的承認を得ようとする運動を行っている。また近年、内部監査人は、伝統的に内部統制のごとき会計に関連する業務ばかりでなく、経営監査 (operational auditing) やコンピューターシステムの評価など、経営そのものに関連する多様な業務にたずさわようになってきている。
- (7) AICPA による監査基準書 (SAS) のセクション 337 において、訴訟や賠償請求および当局からの更正・査定等に関する監査手続とさらに、それらについて確証を得るための被監査会社の顧問弁護士に対する問いあわせによって、弁護士のプロフェッショナルな意見を参照する必要性を唱え、その場合の質問にもりこまれるべき事項、その質問の書式を示している。(AICPA, *Codification of Statements on Auditing Standards, Section 337, 337A*)。
- (8) Arens, Alvin A. & Loebbecke, James K., *op. cit.*, P.90.
- (9) *Ibid.*, P.91.
- (10) FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 2, Qualitative Characteristics of Accounting Information*, May 1980, para. 6.
- (11) *Ibid.*, para. 18.
- (12) *Ibid.*, para. 10.
- (13) 一般に、経営者の権限が公認会計士よりもまさっていることは、幾人かのアメリカの論者も認めるところである。例えば、以下の論文を参照されたい。

Arieh Goldman & Benzion Barlev, *The Auditor-Firm Conflict of Interests: Its*

Implication for Independence, *Accounting Review*, October 1974.

Donald R. Nichols & Kenneth H. Price, the Auditor-Firm Conflict: An Analysis Using Concepts of Exchange Theory, *Accounting Review*, April 1976.

アメリカ公認会計士の独立性について強い疑問を投げかけた代表的著書として、Abraham J. Briloff, *Unaccountable Accounting* (Happer & Row, Publishers, 1969) がある。

3 日本における引当金会計の特徴

わが国の引当金会計は、(1)企業会計原則を中心とする企業会計の流れと、(2)税法(法人税法、租税特別措置法)上の引当金・準備金の流れ、(3)商法上の引当金(負債たる引当金=条件付債務と商法287条12の引当金)の流れ、以上の3つの流れのもとに歴史的に生成してきた。わが国の引当金会計は、この3つの流れの相互の関連と影響によって成立しており、その様相はきわめて複雑である。この3つの引当金会計制度の相互関係は、現在のところ以下のようにまとめることができる。

まず税法についてみていこう。税法は、会社の課税所得算定についての規定を定めている。課税所得算定の規定について、法人税法は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする」(法人税法第22条4)という要請を行っているが、しかし、法人税法、省令、政令、通達において相当詳細な会計手続規定を定めている。また法人税法は、確定決算主義の規定を設け(法人税法第74条1)、益金と損金に算入される項目については株主総会において確定した決算にもとづいて計上されることを要請している。この税法規定のもとにあって、現在、法人税法は6種類の引当金(貸倒引当金(法52)、退職給与引当金(法55)、特別修繕引当金(法56)、賞与引当金(法54)、返品調整引当金(法53)、製品保証引当金(法56の2))を認めている。これ以外に、租税特別措置法によって、特定の費用・損失について各種の政策的見地から特にその損金算入を認める準備金を規定しており、現行の規定にあってその数は20数種にのぼっている。これらの準備金は、企業会計上、留保利益的性格が強いものとし

て、1981年（昭和56年）の商法第287条12の引当金規定の改正により、その多くが引当金より排除されるようになっている。

商法は、企業決算（財産および損益の状況）と配当可能利益の算定の規制を目的としている。その法目的のもとで引当金に関する規定は、(1)本来の負債（債務）たる性質をもつ引当金（「条件付債務」と呼ばれている）と、(2)「商法第287条ノ2」の特別規定による引当金との計上を要請している。「商法第287条の2」の引当金規定は、1981年の改正によって以下のごとくになっている。

「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ノ引当金ハ其ノ営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル額ニ限リ之ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトヲ得」

この規定にあつては、「基ノ営業年度ノ費用又は損失ト為スコトヲ相当トスル額」という条文によって、従来問題にされた利益留保性引当金を排除する趣旨を明らかにしたものであるとされている。この条文においては引当金の範囲と計上について何の基準も設けていないが、この点については、「公正な会計慣行」（商法第32条2項）によることとされている。

以上の商法規定のもとで「公正な会計慣行を要約したもの」と自ら主張する企業会計原則は、1982年（昭和57年）の一部修正によって、その注解18において次のような引当金設定基準を定めている。

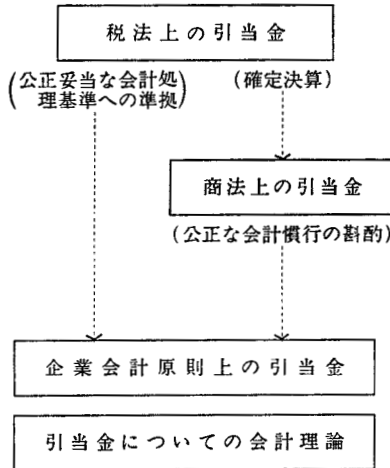
「将来の特定の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが出来る場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。

「発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。」

この企業会計原則注解18が例示した引当金のうち法人税法が条文に認めていない引当金は、4種類（売上割戻引当金、修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補

償損失引当金)である。



図一1. 引当金会計に関する税法、商法、企業会計原則の相互関係

以上にみた税法と商法と企業会計原則の引当金規定についての制度形式上の相互関係を示すと図一1のごとくになる。しかし、これはあくまで制度形式上の相互関係であり、引当金会計制度の運用実態を示したものではない。引当金会計制度の運用実態からみれば、企業会計原則の指導性はきわめてうすく、税法と商法（とりわけ税法）の指導性が強いものとなっている。日本の引当金会計制度は、戦後のシャープ税制勧告以降、税法によって大きく発展せしめられてきた。そこには、法の権威を背景とした引当金会計の発展という実態はあっても、公認会計士のプロフェッショナルな権威を背景にした発展は見出されない。日本の引当金会計制度は、公認会計士のプロフェッショナル性とそれを支える会計プロフェッションの制度の権威を欠如したところで成立した、きわめて法律上の指導性の強い、また法務官僚と税務官僚の指導性の強い制度であるところにその特徴を見出すことができる。

たしかに企業会計原則は、引当金の設定基準を定めており、その基準は、アメリカにおける偶発損失会計原則（基準）の影響もうけて、それ自体公認会計

士の判断基準として、公認会計士のプロフェッショナルな自律性にもとづいた適用の具体化がされなくはない形式をもっている。しかし、少なくともこれまででは、引当金会計原則の成立にとって必須の条件ともいえる会計士のプロフェッショナル性は、重要な制度的意義をもっておらず、引当金設定の判断基準は、結局、税法と商法の条文ならびにそれらの解釈などの法的権威にもとづいて運用されてきたといえる。したがって、ここにあっては、企業会計原則は、引当金の概念を提供する点で一応の役割をはたしはしても、それ以上の実際的な効果を引当金会計の運用プロセスにおいて発揮したとはいいがたい。この点についても、細田末吉氏（小野田セメント常任監査役）は、次のように卒直な指摘をしておられる。少し長いが引用してみよう。

「この企業会計上の引当金は、概念的な考察に対してはどうやら堪えられるものであるが、引当金会計の実務を述べる段階になると、それはとたんに不明な点が続出し、著しい困難を覚える。引当金は、企業会計の問題としては、大変未熟で、抽象的な概念論の域を出ず、実務上は、そのほとんどを税法に依存している。……（中略）……

その実情をみると、引当金の会計理論とか企業会計原則などの抽象的な概念論としての引当金会計が一方にあって、建前のうえでは、あたかも、これを基礎とし、これにのっとった引当金の会計実務が展開されているように見えるが、実は、それはそれ、実務は実務で全く乗離しており、企業の実務は、こと引当金に関しては企業会計原則とか会計理論など全く問題の外におかれ、もっぱら、税法の引当金・準備金の規定に従って引当金の設定が行われてきたのが、従来の実情である。景気よく、業績良好な会社で有税の引当金をとるときも、逆に、業績不振の会社でほとんど引当金を設定しないとか、過去に設定した引当金を取崩して利益に戻入れる場合にも、すべて税法が基準である。だから、引当金の会計は、概念論の段階までは企業会計原則や会計理論の出番があるが、実務の段階になると、とたんに税法に乗り移ってしまうという早替りが演じられる。引当金会計から税法を除いたら、後に何が残るだろうか、実務上はおそらく零に近いと思われる。引当金会計は税法がなくては夜も日もあけぬ状態にあり、税法依存が戦後の引当金会計の特徴である。」⁽¹⁾

日本には、これまで会計選択の自由を前提にした会計制度運営は存在しなかったと言ってもいいすぎではない。日本における引当金会計実務は、会計士のプロフェッショナル性を背景に、個々の会社の具体的な個別性に応じた会計選

択にもとづいた運用がされるのではなく、それとは無関係に税法上の損金算入の恩恵をうける目的のために、税法ならびに税務通達のいわば画一的・統一的手続規定のもとに運用されてきた。例えば、最も利用頻度の高い引当金である貸倒引当金と退職給与引当金の実態についてみてみよう。

貸倒引当金について、日本の税法は、行政命令として、各業種ごとに受取勘定に対する設定比率を定めている。すなわち法人税法施行令第97条において、卸売および小売業は貸金の1.3%、製造業は1.0%、金融および保険業は0.3%、割賦販売小売業および割賦購入あっせん業は1.6%、その他は0.8%と定めている。これらの比率は、個別会社の貸倒発生率の実態と何の直接的因果関係もなく、行政府の専権をもって一般的経済情勢を考慮した政治的判断のもとに設定されたものである。この貸倒引当金の設定実態について長穰教授は、次のように指摘しておられる。

「……この規定を個々の会社の立場から見ると、個々の会社の個別的な事実の主張を認めないで、多数の会社の引当金計算を論争の余地のない明白な事実を基礎にして一度に行うことを可能にする大量処分の特徴を持った規定であると言える。この規定は、行政府の課税が容易であるが、会社側の事実主張はいちいちとりあげる必要がないという点に特徴があり、納税者の利益を守る見地からではなく、行政府側の徴税を容易にする見地から発展している日本税法の特色の一つをなしている。」⁽²⁾

退職給与引当金についても、貸倒引当金と同じことが指摘される。税法における退職給与引当金は、期末現在において従業員が全員退職すると仮定したその要支給総額の40%まで設定できるとしている(法人税法施行令第106条)。この比率も、個別の会社の従業員退職計画とは直接関係なく規定されたものであり、以前この比率が50%であったのが40%へと行政府の政治的配慮のもとに変更されたことからわかるように、それ自体、合理的根拠をもった数値ではない。

このような税法にみる貸倒引当金と退職給与引当金に関する規定は、実際の企業会計の引当金設定基準ともなっている。その実態は、この商法改正以降の今日でも基本的に変っていない。いま、貸倒引当金と退職給与引当金の設定方式に関する最近の実態調査を表一1、表一2、表一3においてみてみよう。こ

〔表一〕 貸倒引当金の計上基準について1基準のみを採用している場合

| 内 容 | 会社数 |
|---------|-------------|
| 税 法 基 準 | 130社(92.9%) |
| 会 社 基 準 | 10社(7.1%) |
| 計 | 140社 |

表の説明

()内の数値は、貸倒引当金の計上基準について1基準のみを採用している会社総数に対する各基準を採用している会社数の割合であり、小数点第2位を四捨五入している。

(出所) 武田隆二、村上宏之「貸倒引当金・退職給与引当金の計上基準に関する実態分析」企業会計4月号、1984、91頁。

これらの表から明らかなように貸倒引当金、退職給与引当金とも純然たる個別会社の基準にもとづいて設定している例はきわめて少なく、税法基準にしたがっているもの、あるいは何らかのかたちで税法基準を参照しているものが多いことがわかる。なかには税法基準を参照しない会社もあるが、その場合は、税法基準をはるかに上まわって引当金を設定しているものが多い(表一3の退職給与引当金の場合)。

このように税法規定が企業会計上の引当金設定基準となっている場合、そこに設定される引当金は、税法上の恩恵をうけて減免税を合理化する目的のために設定されるために、個別会社の具体的事情から大きくかけ離れた額になる。例えば、貸倒引当金の場合、会計上設定した額よりも実際の貸倒発生額の方がはるかに低いというのが多くの会社の実状である。その傾向を示す例として表一4を参照されたい。

それではなぜ、日本においては、このように企業会計上の引当金が税法規定に依存して計上されるのであろうか。

第1には、日本においては、公認会計士のプロフェッショナルな自律性にも

〔表一 2〕 貸倒引当金の計上基準について複数の基準を採用している場合

| 内 容 | 会社数(%) |
|---------------------------------|-------------|
| ① 加算繰入方式 | |
| ① 税法基準をベースとする加算繰入方式 | 217社(93.5%) |
| ② 期末債権に対する一定率をベースとする加算繰入方式 | 3社(1.3%) |
| ③ 過去の実績率をベースとする加算繰入方式 | 4社(1.7%) |
| ② 比較繰入方式 税法基準と比較して多い方を繰入れる方式 | 3社(1.3%) |
| ③ 上記①②、②のいずれか不明のもの | 5社(2.2%) |
| 計 | 232社 |

表の説明

- (1) ()内の数値は、貸倒引当金の計上基準の併用方式を採用している会社総数に対する各方式を採用している会社数の割合であり、小数点第2位を四捨五入している。
- (2) ①の「加算繰入方式」とは、例えば、「法人税法に定める繰入基準により、その限度額の100%及び会社が必要と認めた金額を計上している」といった表現で計上基準を示している方式である。
- (3) ②の「比較繰入方式」とは、例えば、「税法基準による金額と、最近の実績比率に基づく所定の会社基準により、必要妥当と認める金額のいずれか多い方を期末残高として計上している」といった表現で計上基準を示している方式である。

(出所) 武田, 村上, 前掲論文, 91頁。

〔表一3〕退職給与引当金の計上基準

| 内 容 | 会 社 数 (%) |
|-----------------------|--------------|
| ①期末要支給額基準 | |
| a)期末要支給額の135% | 1社 (0.2%) |
| d)期末要支給額の100% | 104社 (21.4%) |
| c)期末要支給額の80.3% | 1社 (0.2%) |
| d)期末要支給額の75% | 2社 (0.4%) |
| e)期末要支給額の71% | 1社 (0.2%) |
| f)期末要支給額の70% | 3社 (0.6%) |
| g)期末要支給額の60% | 1社 (0.2%) |
| h)期末要支給額の50% | 41社 (8.5%) |
| i)期末要支給額の45% | 1社 (0.2%) |
| j)期末要支給額の現価額 | 30社 (6.2%) |
| ②税法基準 (期末要支給額の40%) | 278社 (57.3%) |
| ③期末要支給額の一定割合に達するまでの額 | |
| a)期末要支給額の100%に達するまでの額 | 1社 (0.2%) |
| b)期末要支給額の50%に達するまでの額 | 1社 (0.2%) |
| c)期末要支給額の40%に達するまでの額 | 2社 (0.4%) |
| ④会社支給基準 | |
| a)会社支給基準の100% | 1社 (0.2%) |
| b)会社退職金規則に基づく額 | 1社 (0.2%) |
| ⑤要支給額×支給実績割合基準 | 1社 (0.2%) |
| ⑥併用方式 | 15社 (3.1%) |
| 計 | 485社 |

表の説明

- (1) 本表では、退職年金制度へ移行またはそれを採用したことに伴い生じた退職給与引当金超過額の取崩基準を除外している。
- (2) 本表での計上基準は、退職給与引当金と退職年金制度が併用されている場合には、退職年金部分を控除する前の額である。

とついた引当金設定基準の運用の体制が社会的な承認をうけていないことをあげることができよう。アメリカの偶発損失会計原則の検討においてすでにみたように、引当金（偶発損失）は個別会社の具体性に依りて設定されるべきもので、画一的・統一的な手続規定を設けることができないものであり、偶発損失会計原則は、公認会計士の判断基準としてオペレーショナルな形で設定されるべき性質のものとされている。しかし、引当金（偶発損失）会計原則がオペレーショナルな基準として制度的意義をもつには、公認会計士のプロフェッショナル性とそれを支える会計プロフェッションの制度が社会的権威をもって存在しなければならない。日本においては、一応、企業会計原則において引当金基準を定めても、それを裏づける会計士のプロフェッショナル性とその制度は社会的な権威をもって存在していない。企業会計原則上の引当金設定基準は、税法や商法の引当金に対して概念上の支持をあたえる役割をはたしはしても、公認会計士のプロフェッショナルな自律性のもとに個別会社の状況に適用される判断基準として具体化される性質をもっていない。このように引当金設定基準がプロフェッショナルな判断基準として存在していないとすれば、引当金設定の目安をいきおい確実性と安全性をもった税法規定に求めることは当然のこととなる。また税法基準から離れる場合には、税法限度以上の引当金を設定する場合が多く、その場合には商法の規定ならびにその解釈が根拠とされたのである。すなわち、

「企業会計および監査の実務においては、頼りになるのは税法だけであり、どうしても、税法に大きく依存せざるをえない。何はともあれ、税法には具体的な基準が示され

-
- (3) () 内の数値は、退職給与引当金の計上基準を注記している会社総数に対する各基準を採用している会社数の割合であり、小数点第2位を四捨五入している。
- (4) ⑥の「併用方式」の明細は、退職年金等加味基準（期末要支給額基準（期末要支給額基準をベースとするものが6社、税法基準をベースとするものが3社、計9社）、税効果加味基準（1社）、その他（退職事由別、年令別、男女別に異なる基準を設定しているものおよび基準設定が不明のもの、計5社）となっている。

（出所）武田、村上、前掲論文、92頁。

〔表一4〕 設定貸倒引当金と発生貸倒損失の比較表 (単位：千円)

| 会社名 | 事業年度 | 引当金期首有高 a | 期中貸倒発生高 b | 貸倒率 ^{b/a} |
|--------|---------------------|------------|------------|--------------------|
| M.物産 | 昭和51.4.1～52.3.31 | 53,290,000 | 7,256,000 | 13.62% |
| S.商 | 昭和51.4.1～52.3.31 | 21,923,000 | 1,856,000 | 8.47% |
| M.商 | 昭和51.4.1～52.3.31 | 45,241,000 | 12,181,000 | 26.92% |
| M.B.商 | 昭和51.4.1～52.3.31 | 32,862,000 | 5,421,000 | 16.50% |
| I.商 | 昭和51.4.1～52.3.31 | 38,700,000 | 13,684,000 | 35.36% |
| M.テバ一 | 昭和51.3.1～52.2.28 | 1,005,022 | 854,047 | 84.98% |
| T.テバ一 | 昭和51.3.1～52.2.28 | 1,053,600 | 26,807 | 2.54% |
| D.テバ一 | 昭和51.3.1～52.2.28 | 1,080,000 | 118,981 | 11.02% |
| S.銀行 | 昭和51.10.1～52.3.31 | 77,706,638 | 54,631 | 0.07% |
| D.銀行 | 昭和51.10.1～52.3.31 | 97,613,446 | 231,535 | 0.24% |
| M.銀行 | 昭和51.10.1～52.3.31 | 54,141,000 | 50,000 | 0.09% |
| M.B.銀行 | 昭和51.10.1～52.3.31 | 78,039,005 | 16,822,000 | 21.56% |
| F.銀行 | 昭和51.10.1～52.3.31 | 77,840,895 | 33,338 | 0.04% |
| H.製作所 | 昭和51.4.1～52.3.31 | 6,388,000 | 1,000 | 0.02% |
| M.電器 | 昭和50.11.21～51.11.20 | 3,332,000 | 555,000 | 16.66% |
| K.写真工業 | 昭和51.4.21～52.4.20 | 620,000 | 65,000 | 10.48% |
| E.製作所 | 昭和51.5.1～52.4.30 | 1,644,182 | 90,657 | 5.51% |
| K.鉄工 | 昭和51.4.16～52.4.15 | 2,436,000 | 4,000 | 0.16% |

(出所) 長嶺著「税法学の基礎原理」, 同文館, 1978年, 234頁。

ており、どれだけの金額を引当金として設定することができるか、いわば損金算定の限度が明示されているからである。』⁽³⁾

「他方、商法は、本来ならこれに違反すれば商法違反に問われるので、最も神経を使うべき側面なのに、実際には、裁判にもちこまれる可能性はほとんどないので、むしろ、好況会社においては、税法の規定以上に、また税法の規定以外に、引当金を設定する場合の根拠として利用されるという形になっていた。』⁽⁴⁾

第2に指摘しなければならないのは、税法上の確定決算主義の論理を媒介にして貫らぬかれる税法の企業会計に対する影響である。確定決算主義とは、法人税の申告が法人の確定した決算にもとづいて行われなければならないとするものである。この場合の確定した決算とは通常、株主総会の承認を受けたものであり、課税所得金額は、企業会計において確定された決算にもとづいて算定されることが要請される。この確定決算主義のもとでは、もし税務上の申告書に損金算入項目の一つである各種の引当金を掲載しようとする場合には、企業会計上の決算に表現しなければならないことになる。この確定決算主義の論理は、戦後の税制改革に対して、企業会計原則上で示された近代会計の理論を導入せしめる「橋渡しの役割」⁽⁵⁾をはたしたが、しかし、他方では、企業会計が税法会計と直接的に結びつき、企業会計上の具体的処理基準を税法上の規定に依存させる傾向を生み出した。

「米国の税法令は申告書に直接関係し、日本の税法は会社の財務諸表（貸借対照表および損益計算書）に直接関係する」⁽⁶⁾といわれる。すなわちアメリカの税法令は、納税申告書に関係するものであり、直接企業会計を規制するようなことはない。企業会計は、納税申告書に対する証拠としての意味はもたされてはいても、それはあくまで税法のための特殊目的とは離れた「一般目的」の会計として運営されるべきものとされている。税法令が、日本の確定決算基準のように、納税申告書と企業会計記録が一致するよう求めるようなこと（アメリカにおいては「記帳要求 (booking requirement)」と呼ばれている）は、後入先出法の採用などの特殊な場合をのぞいて要請されていない⁽⁷⁾。アメリカにおける企業会計は、会社の個別事例に応じた、会社の自由な会計選択をもって運営されることが予定されている。アメリカの会計原則（基準）は、この会社による会

計選択の自由に深く関連して設定されたものである。

他方、日本の税法は、確定決算主義のたてまえのもとに企業会計に直接関係している。そのために採用される企業会計上の処理基準が税務目的に直接、関連して選択される。税法上の承認をうけるために、まず安全な税法の提供する画一的・統一的な手続規定を参照して企業会計上の処理が行われるのである。この制度状況にあっては、企業会計原則は、税法改革と商法改正に対して論理を与えても、会社の自由な会計選択と結びついた判断基準となるべき制度的意味は、もちえない。たしかに、法人税法第22条4項においては、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に依拠することが要請されている。しかし、この「公正妥当な会計処理の基準」は、企業会計原則へ基本的に依拠することを要請する規定とはならず、問題のある税務会計処理について税務官僚が判断したこと、あるいは決定したことが公正妥当であるとするための「正当化の道具としての役割」⁽⁸⁾をもつ傾向にある。この点について長穰教授は、次のように指摘しておられる。

「事実認定の最終決定権を行政権に留保する行政法学の理論の下では、行政府は、税法律を、自己の結論を正当化するための道具と考えるのは当然の成り行きであり、会計方法に関する法人税法22条4項の規定が、その内包を確定できない観念の規定であっても、正当化の道具としての役割を果たすには十分である。特に、この規定が設けられるにいたった立法の経過は、むしろ、納税者に対する恩恵の配慮からであった。従来行政府には、会計に関し権利確定主義の貫徹による弾力性のない行政慣習があり、本条はそれを緩和して、できるだけ、第一線税務職員として納税者の依っている会計方法を尊重して税法の執行に当らせようとする立法者の配慮から生れた恩恵的訓示的规定なのである。」⁽⁹⁾

税法の「公正妥当な会計処理基準」の規定が、硬直化しやすい税法の会計規定に対して一定の弾力性をもたせようとするものであるとすれば、この規定のもとでは、行政上の裁量権をもった税務官僚と公認会計士との恣意的な関係が成立する傾向すら生れる可能性がある。なぜなら、日本の公認会計士がプロフェッションとしての社会的権威をもたず、プロフェッショナルな会計処理の判断基準を具体化していないとすれば、そこに生れる税務官僚との関係は、「公

「正妥当な会計基準」の解釈をめぐる恣意的な性格をもつ傾向が生れ、プロフェッショナルとしての行政専門家とプロフェッショナルとしての公認会計士との合理的な相互関係の成立はのぞむべきもない。

1981年の商法改正と1982年の企業会計原則の一部修正は、今日、従来の税法依存の引当金会計から脱脚する契機になると期待されている。1982年4月に出された企業会計審議会「負債性引当金等に係る企業会計原則注解の修正に関する解釈指針」においては、商法改正によって利益留保性の引当金の計上はすべて排除されたために、租税特別措置法上の準備金についてはとくに企業会計原則注解18の要件を満たした引当金のみが負債の部に計上できるとしている。そして、租税特別措置法上の準備金が企業会計原則注解18の引当金に該当するかどうかの監査上の取扱いについては、「日本公認会計士協会が関係者と協議のうえ必要な措置を講ずることが適当である」との意見を述べている。また日本公認会計士協会は、1982年6月に「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」なる意見書を発表した。そこでは、注解10の引当金設定の3つの要件に適合する租税特別措置法上の準備金については、租税特別措置法の規定とかわりなく、企業会計上、「当該企業の状況に応じた」額が引当金として計上されるべき旨が明示されており⁽¹¹⁾、そこでは公認会計士による引当金監査が個別会社の具体性に応じてなされる方向性が示されている。さらに、今回の計算書類規則等の改正により「引当金の計上方法」（計規第3条1）、「引当金の計上基準」（財規第8条2）を会計方針として記載することが要求され、この引当金計上の会計方針にもとづいて公認会計士監査が実施される制度上の体制もとのえられた。このような動きからすれば、従来の税法依存の引当金会計からの脱却が計られているともいえるが、しかし、会計プロフェッショナルとしての社会的権威を前提としていない、または会計プロフェッションの判断基準に依拠する構成をとっていない日本の会計制度の構造的あり方からすれば、引当金会計が完全に税法依存から脱脚できるかどうかはきわめて疑問であるといわざるを得ない。むしろ公認会計士の判断領域が幾分、拡大されることによって、その判断が企業経営者の思わくと結び

つき、また行政官僚の恩恵的配慮ともからまって、恣意的に流れる傾向がより明らかになるとはいえないだろうか。

注)

- (1) 細田末吉『改正商法による引当金会計の実務』中央経済社、1983年、23—24頁。
- (2) 長穰『税法学の基礎原理』同文館、1978年、238頁。
- (3) 細田末吉、前掲書、14—15頁。
- (4) 細田末吉、前掲書、37頁。
- (5) 富岡幸雄、「確定決算基準をめぐる企業会計原則との交流」企業会計、1月号、1984年、169頁。
- (6) 長穰、前掲書、202頁。
- (7) アメリカ法人所得税法における「記帳要求」については、拙稿、「シャープ税制勧告における会計」高知論叢（高知大学経済学会、第18号、1983年）を参照されたい。
- (8)(9) 長穰、前掲書、43頁。
- (10) 企業会計原則、注解18に例示されている引当金以外のもので、さらに引当金として承認されるものとして、例えば、経団連による「ひな型」（1982年6月9日）の貸借対照表「引当金の部」に例示された、(1)受注工事損失引当金、(2)為替損失引当金、(3)工場移転費用引当金をあげることができよう。村山徳五郎氏（日本公認会計士協会監査第1委員会委員）は、これらの引当金については、「注解18のいくつかの要求を満たす可能性の高いもの」と述べておられる。（緊急対策「引当金会計の新しい実務について、村山徳五郎・細田末吉」企業会計8月号、1982年、9頁）

おわりに

アメリカにおける偶発損失会計原則も、日本における引当金会計原則も、ともに会計上の利益算定に対してもつ効果という点では、同じである。両者の会計処理は、次のようになされる。

(借方) 費用××× (貸方) 負債×××
(もしくは資産から控除される評価勘定)

この仕訳から明らかなように、いずれも会計上の利益算定に対してマイナスの作用をもつ。しかも、この会計処理は、いずれも将来の不確実な事象に関連

したところの見積りにもとづいて算定される点でも共通している。しかし、このように共通する性格をもつ会計原則も、それぞれが成立するアメリカと日本との会計制度の構造的あり方の点で、異なった特徴をもっている。すなわち、アメリカの偶発損失会計原則は、公認会計士のプロフェッショナル性を措定した判断基準として設定され、日本の引当金会計原則は、税法、商法に対して引当金の概念と論理を提供するというきわめて法律に傾斜した性質をもち、会計士のプロフェッショナルな判断基準として具体化されることの困難な制度構造のもとに設定されている。このような引当金（偶発損失）会計原則が成立するアメリカと日本とのそれぞれの会計制度の構造的あり方の相異は、結局のところ、会計制度が一つの社会制度として、税、配当、公共料金などの経済現象に社会的合意をとりつける機能をもつことから生じていると考えられる。

アメリカにおける税、配当、料金などの経済現象は、会社による会計選択の自由と公認会計士のプロフェッショナルな権威を前提にして作成された財務諸表による一般的な承認をうけて成立する。すなわち、会計選択の自由と公認会計士のプロフェッショナル性を前提にして作成された財務諸表は、公衆の広い利害と結びついた一般目的の会計とされる。税額、配当額、料金額などは、この一般目的の会計による資料提供をうけて、それぞれの特殊目的に応じた会計数値の調整をもとに、それぞれの額についての正当性が主張される。このようにアメリカにおける税、配当、料金などの経済現象は、一般目的の財務会計による一般的な支持（直接的な支持ではない）をうけて社会的に合意されうるものとして認証を受けるのである。この場合、その社会的合意化が実現されるのは、一般目的の財務諸表が公認会計士のプロフェッショナル性にうらづけられて個別会社の具体性を適正表示をしている、という制度上の仮定が存在するからである。

他方、日本においては、税、配当、料金などの経済現象は、会計選択の自由と公認会計士のプロフェッショナル性を重視せず、むしろ法律や通達、行政官僚の権威と、そしてそれらの権威に結びついた公認会計士の実務を基礎に承認された財務諸表によって合理化されている。税額、配当額、料金額などは、税

法、商法、公益事業関係法などの法的権威のもとに定められた規則に合法化されて社会的合意をうける。企業会計原則と公認会計士の業務基準は、それらの法規則を補促する解釈指針として機能し、また法規則がもつ硬直性の傾向を排して一定の弾力性を導入する制度的手段として機能する。

このように、アメリカと日本との会計制度がみせる制度的態様が異なるのは、会計制度が税、配当、料金などの経済現象に社会的合意を付す社会制度としての役割をもっていることから生じると思われる。アメリカの会計制度の態様は、アメリカにおける税、配当、料金などの経済現象を合理化する機能を実現するために生れたものであり、日本のそれは、日本におけるそれらの経済現象を合理化する機能を実現するために生れたものであると考える。